

第一次大極殿院の復原整備について

1. 既存計画における位置付け

(1) 公園基本計画

第一次大極殿院については、原位置での実物大の建物等を復原し、併せて復原物を活用した取組を行うこと等を通じ、往時の平城宮の有り様を視覚的に体感するとともに、その歴史・文化を楽しみながら学ぶことのできる施設とすることとしている。

※関連記載部分の抜粋

5. 空間配置計画

(1) ゾーニング

①シンボルゾーン

(前略)

復原された建物等を中心とする歴史資産を最大限に活用した空間づくりを行い、往時の平城宮の様子が感じられるゾーンとし、往時を彷彿とさせるイベントや歴史学習プログラムの展開、朱雀大路から続く軸線の空間の活用等により、歴史・文化の体感・体験及び歴史・文化の教育・学習の機会を提供する。

6. 利用・整備計画

(1) 基本的考え方

- ・ いずれの施設整備を行う場合も、遺跡の保存を前提とし、併せて現況の自然的環境や地形、宮跡の雰囲気損なうことのないよう景観に配慮して行う。また、バリアフリー化など利用しやすさに配慮する。
- ・ 歴史・文化にかかる施設整備、ソフトの展開については、歴史・文化の体感・体験はもとより、歴史・文化の教育・学習効果を高めることをねらいとして行う。

なお、建物等復原、遺構表示等については、現在未発掘の箇所において新たな発掘成果が得られた場合を含め、その活用、効果を検討、吟味した上で、十分な調査研究に基づき実施する。

(2) 各エリアにおける利用・整備方針と主要施設

1) シンボルゾーン

①建物等復原エリア

主要な遺構について、原位置での実物大の建物等を復原し、併せて復原物を活用した取組を行うこと等を通じ、往時の平城宮の有り様を視覚的に体感するとともに、その歴史・文化を楽しみながら学ぶことのできるエリアとする。

【主要施設】

○建物等復原施設

- ・ 第一次大極殿院（第一次大極殿正殿、築地回廊、院内広場、南門、東西楼）

(3) エリア横断的な施設の整備方針

4) 利用サービス施設等

③ベンチ・休憩所等

利用形態や利用密度などを勘案しながら、適切な場所に設置する。

なお、景観上配慮すべき場所に設ける場合は、復原建物の活用や他の利用サービス施設等との併設等を検討し、目立たないような工夫を行う。

④軽飲食等施設等

(前略) また、小規模な飲料提供施設について、本来の利用や景観に支障を生じないように配慮しつつ、復原建物や他の利用サービス施設の一角に設置することを検討する。

⑤サイン

(前略) また、解説サインについては、建物等復原、遺構表示等の個所への設置に加え（後略）

⑥照明施設

(前略) また、復原建物のライトアップについて、その効果と周辺に与える影響を勘案しつつ、検討する。

7. 管理・運営方針

(1) 基本的考え方

①往時の歴史・文化を楽しみながら知ることのできる管理・運営の実施

平城宮跡にしかない施設や空間等を存分に活用したイベントや利用プログラム等の実施により、国内外、年齢を問わず来園者の誰もが楽しみながら往時の歴史・文化に触れ、楽しみ、その内容を知ることのできる管理・運営を行う。

(2) 運営の方針

②イベント及び利用プログラム

往時の歴史・文化を楽しみながら知ることのできるよう、また、平城宮跡の知名度を向上させ、来訪のきっかけづくりや新たな魅力発見の機械とすることをねらいとして、多種多様なイベントや周遊ルートの設定その他の利用プログラムを企画・実施していく。その際には、宮跡の持つ歴史・文化性や施設、空間を存分に活用した、色々な世代、利用ニーズに対応するものとする。

③展示

建物等復原、遺構表示等の屋外展示と資料展示等の屋内展示とが連携し、歴史・文化の体感・体験を行う上で相乗効果をもたらすものにするるとともに、わかりやすく、興味をかき立てるものになるような見せ方の工夫を行う。

特に、建物等復原、遺構表示等の屋外展示については、往時の施設の役割をもとより、伝統技術の紹介や遺跡の表現手法の解説も併せて行う。

④高齢者や障害者等のサポート

施設整備のバリアフリー化などに加え（中略）人的サポートなどを行う。

(2) 特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画

公園基本計画のもとになった文化庁策定の推進計画においても、奈良時代前半の平城宮の中心施設として、発掘調査・研究成果をもとに、原位置における可能な限り厳正な建物等復原を行い、往時の宮殿の在り方やそこにおける儀式あるいは建築技術などを体感・体験的に理解する拠点とするよう求めている。

※関連記載部分の抜粋

- | | |
|---------|-----------------------|
| ・第一次大極殿 | : 眺望・内部における展示・演示 |
| ・築地回廊 | : 通路・内部における展示・休憩・避難園路 |
| ・南門 | : 通過 |
| ・東西楼 | : 階上からの眺望も検討 |
| ・後殿 | : (将来的に検討) |
| (・院庭 | : 通過・演示・催事) |

3-3 活用

3-3-2 活用拠点と動線

(2) 活用拠点

○第一次大極殿院:

奈良時代前半の平城宮の中心施設。(中略)奈良時代の宮殿の在り方やそこにおける儀式あるいは建築技術などを体験的に理解する活用拠点

3-4 整備

(1) 建物等復原ゾーン

ゾーンの位置付け:

発掘調査の成果を中心に各種調査研究を進め、それらの成果を結集して、原位置における可能な限り厳正な建物等復原を行う。活用上は、奈良時代の平城宮を視覚的に体感できるゾーンとなる。

- ・第一次大極殿院(第一次大極殿、築地回廊、南門、東西楼、後殿)

3-4-2 建物復原に関する方針

(1) 特別史跡平城宮跡における建物復原

(前略)これらの建物復原にあたっては、特別史跡平城宮跡におけるこれまでの建物復原と同様に十分な調査研究に基づき、史跡における建物復原として「史跡等における歴史的建造物の復原の取扱いに関する専門委員会」で認められる仕様で行うとともに、世界遺産の構成資産たる特別史跡平城宮跡での事業としてふさわしい内容とすることが求められる。

(3) 第一次大極殿院地区における建物復原の仕様

- ・位置: 平面的には、遺構の直上とする(遺構保存のための盛土を施す)。
- ・意匠: 古代建築としての十分な調査研究成果に基づくものとする。
- ・材料: 木材は国産材に限らず一定以上の強度・質感等を有する外材も許容する。基壇外装の石材は本来用いられていたと想定される石材と同質の石材(外材も許容)とする。築地回廊築地部分は、原則として土による構造体とする。
- ・工法: 木材加工については、製材は現代技術を用い、仕上げは古代加工に配慮する。木部組立等の工法については、木組みは古代建築の事例等を規範とする。
- ・補強: 国内法で求められる現代の安全基準を満たす補強を行う。
- ・防災: 国内法で求められる現代の防災基準を満たす設備を設置する。
- ・活用上の機能付加: 一部に来園者の利便性に考慮した最小限の変更を加える程度の機能付加は許容する。
なお、機能付加のために設置する部分は、原則として復原建物と明瞭に区別できる仕様とする。

(4) 第一次大極殿院地区における復原建物の機能

第一次大極殿院地区の復原建物は、内部も含めてすべて公開されることとなるが、公開の中で想定できる活用上の機能は、以下のとおりである。

2. 復原整備検討に当たっての作業方針（案）

- 「第一次大極殿院」は、正殿を中心に築地回廊等が取り囲む、隔離された圍繞空間であり、古代律令国家の完成をみた奈良時代の前半において、即位の礼や朝賀の儀などの国家的な儀式が執り行われた区画である。
- 現在は、正殿が復原され、修景柵が取り囲み、その姿は来訪者から一定の評価を受けている。
しかしながら、正殿を除く施設はいずれも仮に設置されたものであり、その規模や外観（形態意匠）については発掘調査・研究成果から推定されるものとは異なっている状況にある。
- 同区画については、平城宮跡の保存と活用を通じ、「奈良時代を今に感じる」空間を創出していくことを基本理念とする本公園において、既存計画により、遺跡表現の一つとして、建物等復原を行い
 - ・ その姿を主に目で見ることを通じ、往時の宮の規模や形状、さらには宮、都の壮大・壮麗・荘厳さを体感する
 - ・ 往時の儀式・行事等の再現により、その歴史・文化を体験的に学ぶ
 - ・ 時に空間特性を活かしたその場にふさわしい催事を実施し、来訪のきっかけづくりや新たな魅力発見の機会を提供できる場所とされており、復原済みの正殿を中心とした本来存在していたであろうと推定される復原建造物からなる圍繞空間の状況をできるだけ早期に作り出すことが重要であると考えます。
- 以上を念頭に置きながら、第一次大極殿院の復原整備検討に当たっては、公園基本計画及び文化庁策定の推進計画にある内容を踏まえつつ、改めて次の内容を原則的な作業方針として掲げ、取り組むこととする。
- なお、第一次大極殿院の整備対象は、復原済みの正殿を除き
 - ・ 築地回廊（穴門、脇門及び北門を含む）
 - ・ 南門
 - ・ 東西楼
 - ・ 院内広場とする。
後殿については、県道上にあると考えられ、発掘調査成果を得ることができないことから、現時点においては対象外とする。

1. 特別史跡、かつ、世界遺産の構成資産の一つである平城宮跡上の復原整備であることを踏まえ、十分な発掘調査・研究成果を基にした復原案を整備の基本とする。

なお、復原案については、遺構保存を前提とした上で、特別な場合を除いて遺構の直上において、推定される実物大で示すものとする。

2. その上で、利活用、管理・運営の観点から、あらかじめ設置しておくことが適当であるかを吟味した上で、必要最小限の施設又は設備を付加していく。

その際、位置及び形状等について、景観に配慮し、第一に見えないよう、第二に目立たず、他方、材料等の配慮により復原と誤解されないよう実施する。

〈例〉築地へのインフラ設備（配管・配線）の設置

築地回廊への休憩・展示・管理スペースの付加、スロープの設置、など

3. 材料や工法については、遺構の養生、調達の可能性、調達時の環境負荷、施工の効率性、また、管理段階も見据えたコスト削減の観点を踏まえながら、できる限り伝統的なものを用いることとし、往時に膨大な手間と技術をかけて作られたものであることの理解を促すよう、施工後及び施行途中での展示、公開等を積極的に行うこととする。

〈例〉南面回廊を版築とし、切断面を見せる、など

なお、伝統的なもの以外を用いる箇所についても、外観について復原済みの正殿と違和感を生じず、一体として第一次大極殿院の風格を維持するよう配慮しつつ、材料や工法を選択していく。
また、伝統的な工法を用いる場合において、適切な施工を行うための体制づくりを検討しておく。

4. 建築・消防法規等について、目的・趣旨を踏まえた対応を図る。

5. その他整備上の特記事項として、

- ・ 東西楼については、少なくともイベント時において補助・監視者付きで昇降、階上からの眺望ができるものとなるような仕様・構造を検討した上で、他の施設との景観上の調和の観点から、その旨の活用を可能とするつくりとするか否かを判断する。

- ・ 築地回廊の西面北寄り部については、地盤の軟弱性・液状化のおそれの問題から、地盤改良を行わないまま建物整備を行うことは困難であることから、圍繞空間の創出を最低限とした複数案を検討し、適切なものを選定する。

6. 今般の復原整備については、過程を含めその取組自体も一つの大きな展示要素と考え、検討段階から各種手法を用いた積極的な情報提供を行うよう努めていく。

なお、利活用、管理・運営の観点から、復原原案と異なる復原整備を行った箇所については、何らかの手法を用いて復原原案を示し、それとの違いを明らかにすることとする。

なお、作業方針にある「復原案」「復原整備」の語句の意味は次のとおり。

「復原案」と「復原原案」：整備を前提とした上で、現在の発掘調査・研究成果全般から推定される往時の建造物の姿をできるだけ忠実に再現したものを「復原原案」とし、さらに、遺構保存上、規模の修正等を行ったものを「復原案」とする。

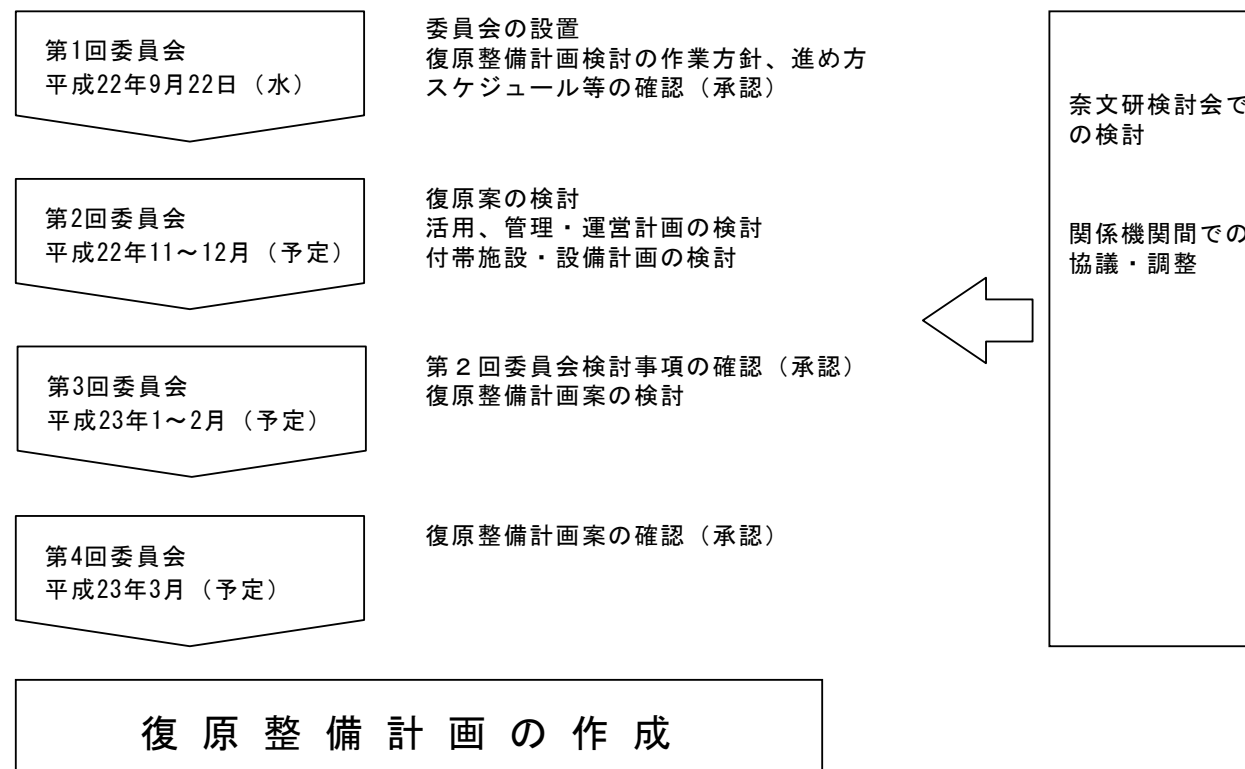
「復原整備」：「復原案」に対し、利活用、管理・運営の観点から一定の修正を加えた、実際に整備を行う建造物の姿を示す。

3. 検討体制及びスケジュール

(1) 検討体制

- 特別史跡、かつ、世界遺産の構成資産の一つである平城宮跡上において、復原案を基本とし、往時の儀式・行事の再現等による活用を念頭に置いた整備を予定していることから、
 - ・（古代）建築、考古、歴史、土木、造園、古代文学・民俗の各分野の学識経験者
 - ・事業実施上の手続きに関係する機関等の代表者をメンバーとした委員会を設置、ご意見をいただくことにより、検討を進める。
- なお、復原案については、従前より一貫して平城宮跡の発掘調査・研究を進めている独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所内部に検討会を設置し、その成果をもとに、提示を行う。

(2) 検討スケジュール



- ・平成23年度より設計段階へ移行
- ・その後、現状変更手続きを経て、工事着手予定
(南側からを予定；なお、北面回廊については、県道北側となることから、その移設時期を考慮し、施工(図面作成を含む)を検討する考え)